松浦市監査委員公表第14号

監査の結果に係る措置状況の報告があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年11月12日

松浦市監査委員 丸田 久永 松浦市監査委員 川下 高広

措置状況報告

長寿介護課

	<u> </u>
指摘等を受けた事項	措置 状況
1.収入事務	
【指摘事項】	
介護保険特別会計の諸収入(情報開示・手数料)について、納期限経過後も未納となっているものがあった。	ご指摘のことについては、未納が無くなったことを確認しました。今後は、定期的に収納状況の確認を行います。
2.契約事務	
【指摘事項】	
予定価格調書を作成する必要がある事案について、予定価格調書を作成していないものがあった。松浦市財務規則第86条第3項の規定に基づき適正に処理されたい。	ご指摘のことについては、平成30年度に行った契約事務においての誤りでありますが、今後は適正な事務処理を行います。なお、課の職員に口頭にて周知と指導を行いました。
【指導事項】	
ア 予定価格が5万円を超えるものについての1 者随意契約を行う場合の実施伺い等で、根拠法 令の適用条項(地方自治法施行令第167条の2 第1項各号)の記載はあるが、財務規則上の根拠 規定が示されていないものがあった。決裁文書には「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの 規定により1者随意契約とする」旨も併記し、法令 及び例規に該当する根拠を明示されたい。	
イ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託契約について、福島診療所と契約を締結するため、本契約の委託者(甲)を副市長としているが、市長印が押印されていた。	ご指摘のことについては、訂正いたしました。 今後は、適正な事務 処理と確認を行います。 なお、課の職員には口頭にて周知と指導を 行いました。
3.財産管理事務	
【指導事項】	1
緊急通報機器の貸与に関して、貸与契約書に機器を利用する必要がなくなったときは返還することが定められているが、返還されていない事案が見受けられた。適正な管理を行われたい。	ご指摘のことについては、再度確認し処理しました。なお、今後は 廃止後の返却確認を適正に行います。